



2026年1月30日

各 位

上場会社名 東邦瓦斯株式会社  
本社所在地 名古屋市熱田区桜田町19番18号  
代表者 代表取締役社長 山崎聰志  
コード番号 9533  
上場取引所 東証プライム・名証プレミア  
問合せ先 総務部長 中神貴久  
TEL 052(872)9641

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更  
ならびに株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、2026年1月30日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割、定款の一部変更、株主優待制度の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大および当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、4株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	98,220,085株
今回の分割により増加する株式数	294,660,255株
株式分割後の発行済株式総数	392,880,340株
株式分割後の発行可能株式総数	640,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日（予定）	2026年3月12日（木曜日）
基準日	2026年3月31日（火曜日）
効力発生日	2026年4月1日（水曜日）

④ その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

## 2. 定款の一部変更について

### (1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 4 月 1 日をもって当社定款第 6 条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

### (2) 変更の内容

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数 は、 <u>1億 6,000 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数 は、 <u>6億 4,000 万株</u> とする。

### (3) 変更の日程

効力発生日 2026 年 4 月 1 日 (水曜日)

## 3. 期末配当金について

今回の株式分割は 2026 年 4 月 1 日を効力発生日としており、2026 年 3 月 31 日を基準日とする 2026 年 3 月期の期末配当については、株式分割前の株式数を基に実施いたします。

## 4. 株主優待制度の変更について

### (1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、当社株式の魅力をさらに高め、より多くの株主さまに当社株式を長期的に保有していただくことを目的として、2027 年 3 月 31 日を基準日とする 2027 年 3 月期の株主優待から、以下のとおり株主優待制度を変更いたします。

### (2) 変更の内容

変更前		変更後	
保有期間 6 か月以上 3 年未満の株主さまに進呈する株主優待ポイント (基準ポイント)		保有期間 6 か月以上 3 年未満の株主さまに進呈する株主優待ポイント (基準ポイント)	
保有株式数	株主優待ポイント	保有株式数	株主優待ポイント
100 株未満	—	100 株以上 200 株未満	1,000 ポイント
100 株以上 200 株未満	4,000 ポイント	200 株以上 300 株未満	2,000 ポイント
200 株以上 300 株未満	5,000 ポイント	300 株以上 400 株未満	3,000 ポイント
300 株以上 400 株未満	6,000 ポイント	400 株以上 800 株未満	4,000 ポイント
400 株以上 500 株未満	7,000 ポイント	800 株以上 1,200 株未満	5,000 ポイント
500 株以上	8,000 ポイント	1,200 株以上 1,600 株未満	6,000 ポイント
		1,600 株以上 2,000 株未満	7,000 ポイント
		2,000 株以上	8,000 ポイント

(注 1) 対象となる株主さまは、基準日時点で当社株式を 6 か月以上継続して 1 単元 (100 株) 以上保有されている株主さまです。

(注 2) 従来どおり、3 年以上継続して保有いただいている株主さまには、基準ポイントの 1.5 倍、5 年以上継続して保有いただいている株主さまには、基準ポイントの 2 倍の株主優待ポイントを進呈いたします。

(3) 2026年3月期の株主優待について

今回の株式分割は2026年4月1日を効力発生日としており、2026年3月31日を基準日とする2026年3月期の株主優待については、株式分割前の株式数および株主優待制度を基に実施いたします。

以上